

# デジタル社会の形成を図るための設計図書の作成 及び保存に係る建築士法の改正等について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に関連して、建築士法等の改正により、令和3年9月より、設計図書への押印は不要になりました。その他、電磁的記録を行う場合の運用も示されていますので、お知らせします。

## 法改正及び運用見直し内容

### 1. 設計図書の作成及び保存に係る運用について

設計図書への押印は不要になりました。なお、設計図書を電磁的記録により作成する場合、電子署名も行う必要ありません。

### 2. 設計図書を電磁的記録により保存しようとする場合について

許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログの記録又は保存データのバックアップによる対応等により、電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにしてください。

電磁的記録については、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持（特に保存期間中においてはデータを読み込める形式とすることやソフトウェアのアップデートへの対応）等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じてください。

### 3. 重要事項説明書の交付に係る運用について

重要事項説明の際に、重要事項説明書について、当該書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子メール等による電磁的方法により提供することが可能です。その際は、建築主が出力することにより書面を作成できること、改変を防止するための措置を講じてください（PDF形式等）。

なお、重要事項説明書を電磁的に交付する方法については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル」を参照ください。（県建築課HP参照）

### 4. 構造計算証明書及び工事監理報告書の交付に係る運用について

構造計算証明書への建築士の印及び証明書と構造計算書への割印は不要です。なお、構造計算証明書と構造計算書の一体性を担保するために、書面により交付する場合は、構造計算証明書と構造計算書をファイル等にまとめて綴じたり、PDFファイル等で一つのファイルにまとめてください。

また、工事監理報告書への建築士の印も不要です。工事監理報告書を電磁的方法により提供する場合は、改変を防止するための措置を講じてください（PDF形式等）

※詳細は、建築課HPに国の技術的助言を掲載していますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

熊本県土木部建築住宅局建築課 TEL096-333-2534

県建築課ホームページ

